

1 英吉利法律学校・東京英語学校設置願下戻

(明治十八年七月)

(欄外注記1)

明治十八年七月 一日 受

一日 出

七等属布施仲男(印)

知事 書記官(米本印) 学務課(庵地印)

学校設置願之件

増島六一郎

右者神田区ニ於テ英吉利法律学校及東京英語学校ノ二校設置之
義出願ニ依リ取調候処不分明之廉有之ニ付左附箋按之通り下戻
可然哉相伺候也

各通

書面附箋之項取調更ニ出願スヘシ仍テ本書下戻候事

(欄外注記1)

「七月二日記録科」「七月三日送達」

(明治十八年 回議録第八類 各種学校書類

615
A46)